

日本トレーニング指導者協会認定
トレーニング指導者
資格更新の手引き

-2017年4月 改定版-



特定非営利活動法人
日本トレーニング指導者協会
資格認定委員会

2017年4月

本手引きは上記発行日時点の内容です。
最新の内容は JATI オフィシャルサイトにてご確認ください。

1. 資格の有効期間

日本トレーニング指導者協会認定「トレーニング指導者」、「上級トレーニング指導者」、「特別上級トレーニング指導者」の各資格の有効期間は、登録日または前回更新日から5年間となっております。有効期間は、認定証と会員証（資格名入り）に記載されていますのでご確認ください。

表1. 資格の種類と有効期間

資格の種類	有効期間
トレーニング指導者	5年間
上級トレーニング指導者	
特別上級トレーニング指導者	

2. 有効期限の通知

有効期間が終了する1年前と3か月前に、有効期限の到来について、認定者の会員登録された住所あてに郵便または電子メールにて通知いたします。確実に通知を行うために、住所やメールアドレスを変更した場合には、必ず JATI ウェブサイト内会員専用マイページにて変更手続きを行ってください。

表2. 有効期限の通知時期と内容

時期	内容
1年前 (電子メール)	・資格の更新に必要な「継続単位」を計画的に取得していただくために通知いたします。 ・「継続単位」取得のための講習会については、本協会ホームページ等をご参照ください。
3か月前 (郵送)	・資格の更新手続きの詳細についてお知らせします。 ・更新手続きに必要な申請書も送付いたします。

3. 更新のために必要な要件

- ・認定資格の更新のためには、資格の種類を問わず本協会が指定する「継続単位」を、5年間の有効期間中に、「15単位以上」取得することが必要です。
- ・2012年3月31日までに取得された継続単位の証明には、ワークショップ等でお渡ししている継続単位証明書の提出が必要です。
- ・2012年4月1日以降に取得された継続単位については JATI にて管理しますが、念のため資格更新手続きが完了するまでは継続単位証明書もお手元で保管願います。JATI ウェブサイト内会員専用マイページの「取得単位数の確認・資格更新」ページと内容が異なる場合には、保管されている継続単位証明書を事務局までお送りいただく場合があります。

表3. 更新に必要な継続単位数

5年間の有効期間内に15単位以上の「継続単位」の取得が必要

4. 継続単位の取得手段

本協会の認定資格を更新するための「継続単位」の取得手段については、下記の項目1～6を参照し、計画的に取得してください。

- ・下記の継続単位取得手段はいずれも資格有効期間の5年間に行ったものを対象とします。ただし、資格停止中の場合は、資格停止期間中に行ったものも対象となります。
- ・項目1「講習会の受講」から15単位取得した場合には、1項目のみで更新できます。項目2～6については、複数項目（項目1～6）から単位を取得し、合計15単位以上となることが必要です（項目2～6いずれかの1つの項目のみからの15単位取得では更新できません）。

項目1. 講習会の受講

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会が主催する講習会の受講 (例:本協会主催研修交流会、総会、支部ワークショップ、支部勉強会など)	1時間当たり1単位	本協会が発行する継続単位対象講習会受講証明書 または、マイページ内「取得単位数の確認」ページで表示される単位数をもって証明とする
②本協会が継続単位を付与した他団体主催講習会の受講	1時間当たり 0.1～0.5単位	
③心肺蘇生法(CPR)、自動体外式除細動器(AED)に関する講習会 ^{注1)} の受講	<2017年4月1日以降に開催の講習会> 1講習当たり2.5単位 (5年間最大5単位) ^{注2)}	受講を証明する文書 (修了証等) ^{注2)} ※継続単位認定申請書はJATIホームページにてダウンロード可
	<2017年3月末日以前に開催の講習会> 1時間当たり0.5単位 (最大5単位) ^{注2)}	受講を証明する文書(①開催日時が記載された講習会要項、②修了証等) ※①・②いずれも必要 ※継続単位認定申請書はJATIホームページにてダウンロード可
④健康運動指導士資格の更新	5単位	JATI資格有効期限内に健康運動指導士資格の更新が完了したことを証明する書類 ^{注3)}

注1) 日本赤十字社、消防署、日本ライフセービング協会等が主催または認可する心肺蘇生法(CPR)及び自動体外式除細動器(AED)に関する講習会。上記以外の団体が主催または認可した講習会の場合、アメリカ心臓協会(AHA)の最新ガイドラインに適合した内容であること(不明な場合は申請前に事務局にご相談ください)。

注2) 同様の講習会を複数回受講する場合には、各講習を1年間以上空けた場合のみ合算を認める。この場合も資格の有効期間（5年間）に最大5単位を上限とする。また、講習会の講師を務めた場合も受講者と同様の付与とする。

※2017年3月末日までに開催された講習会の場合：「取得単位数」は、1講習あたり最大2.5単位（5時間分）まで、資格の有効期間（5年間）に最大5単位（10時間）を上限とする。また「証明書類、その他」として、受講を証明する文書（①開催日時が記載された講習会要項、②修了証等※①・②いずれも必要）が必要となります。

注3) 更新必修講座等の受講がJATI資格期間外であっても健康運動指導士資格の更新がJATI資格期間内であれば単位を認定する

項目2. 講習会の講師・シンポジストなど

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会の継続単位が付与される講習会（他団体主催含む）の講師、シンポジストなどを担当	担当した講義の受講者に付与される単位の3倍	講師等を担当したことを証明する文書（講師依頼書など）

※心肺蘇生法（CPR）、自動体外式除細動器（AED）に関する講習会の講師は除く

項目3. 協会関連業務

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①本協会の業務を担当（理事、参与、支部委員）	1年間当たり5単位	マイページ内「取得単位数の確認」ページで表示される単位数をもって証明とする
②本協会または本協会支部の業務を担当	活動に応じて1回あたり0.5～1単位	

項目4. 自己学習活動

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①ワークノートの提出	一般科目2.5単位 専門科目2.5単位	本協会が発行する継続単位証明書 ※申請は1回限り。単位の認定には審査を必要とする
②継続単位付与問題で8問以上正解すること	1回あたり0.5単位	マイページ内「取得単位数の確認」ページで表示される単位数をもって証明とする

項目5. 養成校及び養成機関における教育活動

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①JATI認定トレーニング指導者養成校及び養成機関における教育活動（対応科目として認定された授業の担当）	担当科目数に関わらず1年間当たり2単位（半期開講授業にも適用）	活動を証明する文書のコピー（シラバスなど）※最大5年10単位まで

項目6. 執筆、学会発表

「継続単位」の取得手段	取得単位数	証明書類、その他
①トレーニング実践レポート等の本協会機関誌「JATI EXPRESS」への原稿掲載	1ページ(2000字) 当たり1単位	掲載ページのコピー
②学術論文	5単位(筆頭執筆者) 3単位(共同研究者) ※1編当たり	・スポーツ医科学領域に関わる 執筆、学会発表に限ります。
③学会発表(発表者)	1件当たり2単位	
④書籍の執筆	7単位(単著) 3単位(共著) ※1件当たり	
⑤書籍の監修	3. 5単位(単独) 1. 5単位(共同) ※1件当たり	・所定の継続単位認定申請書※と 本人が執筆、監修、翻訳、監訳や発表を行ったことを証明する資料のコピー(書籍の場合は書籍名と執筆者、監修者、翻訳者、監訳者が確認できるページと目次のコピー)を送付
⑥書籍の翻訳または監訳	3単位(単独) 1単位(共同) ※1件当たり	・単位の認定には事前審査を必要とします
⑦トレーニング関連出版物への記事執筆	2単位(筆頭執筆者) 1単位(共同執筆者) ※1件当たり	※継続単位認定申請書はJATIホームページにてダウンロード可 ※取材を受けて他者が執筆したのもも
⑧トレーニング関連出版物に掲載された記事の監修	1単位(単独) 0. 5単位(共同) ※1件当たり	監修したものは対象となります
⑨日本トレーニング指導学会における発表(口頭発表・ポスター発表)	1発表当たり3単位	本協会が発行する継続単位証明書(発表代表者1名に限る)

5. 資格更新手続きの方法と手順

資格更新の手続きは認定資格の有効期間が終了する1年前から申請可能です。申請方法は以下の2種類です。

- (1) 会員マイページ内「取得単位数の確認・資格更新」ページ上での申請
- (2) 書面による申請

更新登録料は原則として口座振替でのお支払いとなりますが、口座振替が出来ない方は、以下の口座までお振込みください。

更新登録料：

20,000円 + 税

振込先：

みずほ銀行 九段支店（支店番号：532）

口座番号：1282948

口座名義：トクヒ）ニホントレーニングシドウシャキョウカイ

(1) 会員マイページ内「取得単位数の確認・資格更新」ページ上での申請手順

以下の2つの条件を満たす方は、会員マイページ内「取得単位数の確認・資格更新」ページにおいて資格更新の手続きを行うことができます。この場合、書面の提出による手続きは一切不要となります。

① JATI ホームページの会員マイページ内「取得単位数の確認・資格更新」ページに表示される単位数が、合計15単位数以上あること

※ただし、「4. 継続単位の取得手段」の2～6いずれか1項目のみの場合は更新不可

② 資格有効期限まで1年以内の方

上記2つの条件を満たす方には、同ページ内「単位数の総合計」欄に下図のように「▶資格更新手続きをする」ボタンが表示されます。クリックすると、更新登録料のお支払い方法の選択画面になりますので、「銀行振込」または「口座振替」にチェックをして「更新する」をクリックしてください。お支払いに関する案内が記載されたメールが送信されますので、必ず内容をご確認ください。

The screenshot shows a red header bar with the text "単位数の総合計" (Total Unit Count). Below it, the calculation is displayed: "項目1 単位数 11.5 + 項目2~6 単位数 5 = 合計単位数 16.5/15". A blue box highlights a red button labeled "▶ 資格更新手続きをする" (Click to proceed with qualification renewal), with a blue arrow pointing to the word "クリック" (Click).

(2) 書面による申請手順

①更新手続きに必要な書類

下記の必要書類を準備してください。

①認定資格更新申請書（本協会指定様式）

※更新料の支払方法を「口座振替」または「振込」から選択してください。振込を選択された場合のみ、予め振込を行い、③の書類を添付することが必要です。

②継続単位を証明する文書（合計15単位以上必要※）

③振込でお支払いの場合には更新料の振込を証明する文書（コピー）

※マイページで取得が確認できる継続単位については継続単位証明書の提出は不要です。

2012年3月31日以前に取得された単位を合算して更新手続きされる場合は、2012年3月31日以前の継続単位証明書の提出が必要です。

※全ての提出書類は、念のため控え（コピー）を手元に保存してください。

②申請書類の送付

申請書類は、下記の提出期限までに本協会資格認定委員会あてに「特定記録郵便」にて郵送してください。

申請書類の提出期限：資格有効期限の1か月前まで

送付先

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会 資格認定委員会
〒106-0041 東京都港区麻布台3-5-5-907
電話：03-6277-7712 fax：03-6277-7713 e-mail：info@jati.jp

※事務局は移転する場合があります。送付前に JATI オフィシャルサイトで、住所を確認してから郵送してください。

6. 資格更新手続きの完了

更新登録料のご入金確認をもちまして更新手続きの完了となります。ご入金確認後に、認定証、会員証（資格名入り）をお送りいたします。

7. 資格有効期間中に上位資格を取得した場合

資格有効期間中に上位資格を取得した場合は、旧資格の更新は必要ありません。それまでに取得した継続単位は無効となり、新資格を取得した時点から5年以内に新たに15単位の継続単位取得が必要です。

8. 資格の失効・停止

以下の事項に該当した場合、認定資格が失効いたします。

(1) 個人正会員の更新が行われなかった場合

有効な認定資格を維持するためには、全有効期間を通じて、本協会の個人正会員であることが必要です。

(2) 虚偽または不正が発覚した場合

認定資格の取得や更新の際に、虚偽または不正等が発覚した場合には、認定資格が失効する場合があります。

(3) 資格更新の手続きが行われなかった場合

資格更新の手続きが行われなかった場合に資格は失効となりますが、所定の期間、①の特別措置が適用されます。②やむを得ない理由による資格有効期限の延長は、申請が認められた場合に限りです。なお、いずれの場合も個人正会員の更新が行われていることが必要です。

① 資格失効猶予期間

資格更新手続きが行われなかった場合、自動的に最長1年間の資格失効猶予期間に移行し、資格停止中の個人正会員となります。この期間内に不足分の単位を取得し、資格更新の手続きを完了すると、手続き完了の翌月から資格を復活することができます。但し、更新後の資格有効期限は遅滞なく更新した場合と変わらないものとします（資格失効猶予期間を含む5年間）。資格失効猶予期間内に手続きが完了しない場合は資格が失効します。

② やむを得ない理由による資格有効期限の延長

やむを得ない理由（病気、出産など）により、トレーニング指導者としての活動が出来ない期間が発生する場合、事前にその事由を証明する書類と「資格有効期限延長願い」を提出し、申請が認められた場合には、資格有効期限を6ヶ月間延長することができます。延長期間終了後に資格更新手続きが行われなかった場合は、①の資格失効猶予期間となります。

※「資格更新の手続き完了」は、資格更新申請および更新料の入金が完了した日付となります。但し、口座振替の方は、資格更新申請受理日に遡り資格更新の手続き完了となります。

※資格更新の手続きが完了し、資格が復活した月以降に取得された継続単位が新たな資格有効期間で必要な単位として認定されます。

9. その他

認定証または会員証(資格名入り)の再交付と記載事項の変更

認定証または会員証、継続単位取得証明書等の破損・汚損・紛失した場合や、

記載事項（名前等）に変更が生じた場合には、再交付することができます。「認定証・会員証再交付申請書」に記入の上、本協会まで送付してください。なお、再発行の際には、手数料として、1件につき2,000円+税が必要となります。手数料は、口座振替もしくは本協会指定口座振込みにてお願いします。納入を証明する下記の文書（コピー可）を申請書に添付してください。

- ・マイページ内「取得単位数の確認」ページに表示されている継続単位については、更新時の証明書の提出は不要です。
- ・口座振替の場合：事務局からの確認メール（予めご連絡ください）
- ・お振込みの場合：お振込みの控え